（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第八回	三十三億円	百五円五十五銭
〃	第十回	十億円	百六円七十銭
〃	〃	十億円	百六円八十銭
〃	〃	一億円	百六円八十四銭
〃	第十一回	二十億円	百七円二十五銭
〃	〃	五億円	百七円四十銭
〃	〃	五億円	百七円四十八銭
〃	〃	十八億円	百七円五十銭
〃	第十二回	二十三億円	百七円五十五銭
〃	〃	十六億円	百七円七十五銭
〃	第十三回	十億円	百八円四十銭
〃	〃	五十八億円	百八円六十銭
〃	第十四回	十五億円	百八円十三銭
〃	〃	五億円	百八円三十銭
〃	〃	二億円	百八円三十四銭
〃	第十五回	一億円	百九円三十五銭
〃	第十六回	十六億円	百九円三十八銭
〃	〃	十五億円	百九円四十銭
〃	〃	三十五億円	百九円四十八銭
〃	〃	三億円	百九円五十五銭
合計		三百一億円	

○財務省告示第二百八十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十四年七月三十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年八月二十四日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	七億円	百円五十三銭
〃	第十一回	二十億円	百円二十八銭
〃	第十二回	十三億円	百円三十三銭
〃	第十三回	一億円	九十九円九十銭
〃	第十五回	一億円	百円四銭
〃	〃	二億円	百円六銭
〃	〃	五億円	百円八銭
〃	第十七回	一億円	九十九円五十五銭
〃	第十八回	一億円	九十九円八十銭
〃	第十九回	十億円	百円四十銭
〃	〃	七十四億円	百円四十二銭
〃	第二十回	五十億円	百一円十二銭
〃	〃	十三億円	百一円十七銭
〃	第二十一回	百億円	百一円五十八銭
〃	第二十二回	一億円	百二円三十九銭
〃	第二十三回	一億円	百二円九銭
〃	〃	五十億円	百二円十二銭
〃	第二十四回	六億円	百二円四十八銭
〃	第二十七回	二億円	百円五十一銭
〃	第二十八回	二十億円	九十九円五十八銭
〃	第二十九回	二十八億円	九十九円二十三銭
〃	第三十回	三十億円	九十九円十三銭
〃	第三十一回	五億円	九十八円八十三銭
〃	第三十三回	四十億円	九十八円七十銭
〃	〃	四十四億円	九十八円七十七銭
〃	〃	二十二億円	九十八円七十八銭
〃	第三十五回	四十億円	九十八円八十四銭
〃	第三十六回	三十億円	九十八円六十七銭